

景観計画区域内行為届出書手続きフロー

計画・構想段階の事前協議（※1）

※1 景観形成に係る基準に適合しない場合、変更その他の勧告を行うこともありますので、できるだけ早い段階で都市計画課にご相談ください。

届出

届出先：都市計画課
※開発等の行為に関するものを含む。

届出行為の確認（※2）
景観形成基準による協議

※2 届出行為が景観計画の基準に適合しない場合は、市は勧告をすることができます。また、勧告に従わない場合は、氏名等を公表することがあります。

行為の着手→完成